

山梨県公報

第二千二百四十号

平成二十四年

六月二十八号

木曜日

目次

土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の一部の解除	三七九
土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定の一部改正	三七九
保安林の指定施業要件の変更予定	三七九
肉用子牛生産者補給金事務機関の指定解除	三八〇
肉用子牛生産者補給金事務機関の指定	三八〇
道路の供用開始	三八〇
公告	
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	三八〇
指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知(三件)	三八〇
開発行為に関する工事の完了について	三八二
公安委員会	
落札者等の決定について	三八二

告示

山梨県告示第二百三十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、平成二十二年山梨県告示第百三十七号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部の指定を解除する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び中北林務環境事務所に備え置いて閲覧に供する。

平成二十四年六月二十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定を解除する区域 北杜市小淵沢町二千二十八番地一の一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基

準に適合していなかった特定有害物質の種類 トリクロロエチレン

三 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置 なし(土壤汚染対策法第六条第一項第一号に該当しないことが判明したため)

山梨県告示第二百三十六号

土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定(平成二十二年山梨県告示第百三十七号)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年六月二十八日

- 山梨県知事 横内正明
- 三中「地下水の水質の測定」を「原位置封じ込め又は遮水工封じ込め」に改める。

山梨県告示第二百三十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十四年六月二十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南巨摩郡身延町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、南巨摩郡身延町(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 身延町(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二二三十八号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第九条第一項の規定により、肉用子牛生産者補給金交付業務を行う協会の指定を解除した。

平成二十四年六月二十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定を解除した団体の名称
社団法人山梨県畜産協会

二 指定解除年月日

平成二十四年三月三十一日

三 指定解除理由

肉用子牛生産安定等特別措置法第九条第一項第五号に該当

山梨県告示第二二三十九号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第七条第一項の規定により、肉用子牛生産者補給金交付業務を行う協会を次のとおり指定した。

平成二十四年六月二十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 名称
公益社団法人山梨県畜産協会

二 所在地

山梨県甲府市里吉三丁目九番一号

三 指定年月日

平成二十四年四月一日

山梨県告示第二四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十四年七月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月二十八日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日

公 告

県道	富士川身延線	南巨摩郡身延町大島字向ノ平五二一四番地先から南巨摩郡身延町大島富士川左岸堤防敷地先まで	二四七・一年六月二十八日
----	--------	---	--------------

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年六月二十八日

山梨県知事 横内正明

一 申請のあった年月日 平成二十四年六月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人みんなの広場・市川三郷

2 代表者の氏名 遠藤 京子

3 主たる事務所の所在地 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門百四十六番地一

4 定款に記載された目的

この法人は、子どもを真ん中においたみんなの「居場所作り」を目指し、子どもや高齢者やその家族に対して、地域住民が相互扶助の精神にのっとり、子育て支援や高齢者支援を通じて、誰もが安心して、いきいきとして暮らせる地域環境作りに寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十四年六月二十一日から同年八月二十日まで

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を西桂町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十四年六月二十八日

山梨県知事 横内正明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南都留郡西桂町倉見字上唐沢一四一一の二	渡邊彬
南都留郡西桂町倉見字上唐沢一四三五の二、一四三五の三	川村義富
南都留郡西桂町倉見字上唐沢一四三九の二	佐藤廉之助
南都留郡西桂町倉見字六口一四六七の二、一四六七の四、一四七七の二	武藤政雄
南都留郡西桂町倉見字松久保一六六四の三	渡辺寅藏
南都留郡西桂町倉見字山葵沢一七二二の一、一七二二の四	宝養寺
南都留郡西桂町倉見字小屋ノ入一七二五の二	志村利明

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び西桂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十四年五月二十四日山梨県告示第百九十四号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を関係市役所及び村役場に掲示したため、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十四年六月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
上野原市西原字沢入六〇二〇	山口延勝
北都留郡丹波山村字下どち一五八九の一、一五九八	小野八郎
南都留郡山中湖村平野字皆形二一九七の五五二（次天野辰吉の図に示す部分に限る。）、二一九七の四九〇	天野辰吉

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び関係市役所及び村役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十四年五月二十四日山梨県告示第百九十五号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に
よる公告を行った日
平成二十四年四月二十六日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番